

382会公示第1号  
令和6年4月23日

# 公 示

「新発田駐屯地道路補修に関する設計業務」  
契約希望募集要領

分任契約担当官 陸上自衛隊新発田駐屯地  
第382会計隊長 大 崎 新 悟

標記案件の契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

## 1 公募に付する事項

- (1) 件 名  
新発田駐屯地道路補修に関する設計業務
- (2) 契約履行期間  
契約締結年月日 ～ 令和6年5月31日（金）

## 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人間関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (5) 令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、「役務の提供等」が「D等級」以上に格付され、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。  
又は、防衛省競争参加資格の「土木一式工事」が「D等級」以上に格付けされた者であること。

### 3 新発田駐屯地道路補修に関する設計業務に関する要求

役務内容については仕様書のとおりとする。

### 4 公募に関する説明会

申し出により実施する。

### 5 参加表明書提出に関する手続

#### (1) 参加表明書等提出先

ア 〒957-8530 新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊新発田駐屯地  
第382会計隊 契約班 (担当：大崎)

電話 0254-22-3151 (内線325)

FAX 0254-22-4666 (FAX専用)

イ 午前8時15分から午後5時00分の間 (正午から午後1時までの時間を除く。)  
(直接提出する場合は、休日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号)  
第1条に定める行政機関の休日をいう。) を除く。)

#### (2) 参加表明書等提出受付期限

ア 令和6年5月7日 (火) 12:00

イ 第5項(1)の連絡先へ持参、郵送又はFAXにより提出

#### (3) 提出書類

ア 参加表明書 (様式については、別紙を参照)

イ 資格審査結果通知書 (写)

ウ 審査資料

(ア) 過去5年間の受注・類似業務実績一覧表 (様式随意)

(イ) 業務内容を証明する書類 (パンフレット等)

(ウ) 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請 (予定) 企業一覧表、下請企業  
との契約関係にある事を証明する物及び下請企業に関する上記(ア)、(イ)  
項の資料

(エ) その他、官側が必要とし、提出を求めた書類

## 6 審査結果の通知

第5項(3)の資料を提出し、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。通知については、令和6年5月7日(火)までに文書にて通知する。

## 7 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

陸上自衛隊新発田駐屯地 第382会計隊 契約班

イ 時 間

直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時15分から午後5時00分まで。  
ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日(休日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 8 応募に当たっての留意事項

応募者は応募にあたり下記の(1)から(7)について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由なく資料を提出しなかった者、妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- (4) 説明会への参加、資料等の作成・提出に要する諸費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は速やかに変更の届出をしなければならない。
- (7) 資料の提出者は、担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力をしなければならない。

## 参加表明書

事業名

新発田駐屯地道路補修に関する設計業務

標記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。

なお、別添のとおり関係資料を添付します。

分任契約担当官陸上自衛隊新発田駐屯地  
第382会計隊長 大崎 新悟 殿

令和 年 月 日

住 所  
電話番号  
代表者  
提出者名